大分県内　**初！**

育児休業取得がパパの最初の仕事と思ってもらえるよう、宇佐市はうさパパを応援しています！

宇佐市男性の育児休業取得促進奨励金

～ うさパパ育休取得等応援事業 ～

■趣旨

宇佐市では、令和５年４月より民間企業に勤めている男性の育児休業取得を促進するため、育児休業を取得した男性に対し、奨励金を交付します。

奨 励 金 の 概 要

■交付の条件

次の要件をすべて満たす方

①雇用保険の被保険者として雇用されていること
②令和５年４月１日以降、勤務を要しない日を除き、連続して５日以上の育児休業を取得していること
③育児休業をした期間及び奨励金の交付の申請時に本人及び妻と子が宇佐市内に住所を有していること
④常勤の国家公務員又は地方公務員の身分を有する者でないこと
⑤市税などの滞納がないこと
⑥暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと

■交付額

〇取得した日数（勤務を要しない日を除く）×5,000円（**上限10万円**）
※ただし、育児休業の対象になる子ども1人につき1回限り
（双子以上の場合であっても1回限りとなります）

申 請 等 手 続 き

■交付対象となる育児休業の期間

〇お子さんが１歳２か月になるまでに取得した期間

■申請期間

〇お子さんが１歳３か月になるまで

■申請方法

〇申請については、申請書及び必要書類を揃えたうえで、子育て支援課に提出してください。申請に係る各種様式については、子育て支援課に用意しています。また、詳細事項については、HP（下記二次元コード）をご確認ください。

＜問い合わせ先＞
宇佐市役所　子育て支援課　子育て支援係
電話：０９７８(２７)８１４３